

## マイナンバーの利用範囲

「通知カード」もしくは「個人番号カード」により、平成28年1月4日以降に市役所窓口でどのような行政手続でマイナンバーが必要となるのかについては、主に次の表のとおりです。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

関係部署		対象となる行政手続の範囲
市民課	市民係 (内線2317)	児童手当または特例給付の支給に関する手続きなど
	住民戸籍係 (内線2312)	住所・戸籍の異動の手続きなど
国保年金課	国民健康保険係 (内線2334)	国民健康保険給付の支給等に関する手続き、乳幼児医療費給付に関する手続きなど
	後期高齢者医療係 (内線2338)	後期高齢者医療給付の支給等に関する手続きなど
健康推進課	健康推進係 (内線2363)	未熟児養育医療に関する手続きなど
	保健指導係 (内線2366)	低体重児出生届に関する手続きなど
保護福祉課	庶務係 (内線2424)	生活保護に関する手続きなど
	保護第一係、保護第二係、保護第三係 (内線2416、2423)	
介護福祉課	介護管理係 (内線2452)	介護保険被保険者証の交付等に関する手続きなど
	介護給付係 (内線2455)	介護給付・予防給付または市町村特別給付の支給および要介護認定等に関する手続きなど
	高齢福祉係 (内線2458)	養護老人ホームの新規入所等に関する手続きなど
家庭福祉課	障害福祉係 (内線2432)	障害福祉の給付・サービスの提供および身体障害者手帳の交付等に関する手続き、重度心身障害者医療費給付に関する手続きなど
	児童家庭係 (内線2437)	児童扶養手当の認定請求および母子・父子・寡婦に係る給付金の支給等に関する手続き、ひとり親家庭等医療費給付に関する手続きなど
建築住宅課	管理係 (内線2662)	公営住宅の入居等に関する事務など

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について(第3回)

11月下旬までに12桁の個人番号(マイナンバー)が記載された通知カードが簡易書留で郵送され、1月1日よりマイナンバーの利用が開始されます。社会保障、税、災害対策の分野における窓口での各種行政手続でマイナンバーを利用することが出来ます。



### 通知カードについて

通知カードは紙製です。破いたり濡らしたりしないよう大切に保管してください。

#### Q 通知カードだけで行政手続きができるの？

A 通知カードは顔写真が付いていないため、本人確認書類として使用出来ません。市役所をはじめとする行政機関の窓口でマイナンバーを利用する場合には、**番号確認**と**身元確認**の2つの確認が必要となりますので、通知カード(個人番号付き住民票でも可)と本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の提示をお願いします。

#### Q 通知カードを紛失した場合は？

A 直ちにコールセンターもしくは市民課および各総合支所に連絡し、通知カードを紛失した旨をお伝えください。また、再発行には、500円の再発行手数料が必要となります。手続きは市民課窓口および各総合支所窓口で出来ますが、郵送でのお渡しとなるため、即日交付は出来ません。

#### Q 外出等で郵送された通知カードを受領できなかったときは？

A 通知カードは、一週間ほど郵便局で保管され、その後市民課および各総合支所に送付されます。窓口での受領をご希望される場合は、本人確認書類を持参の上、市民課窓口および各総合支所窓口までお越しください。

### 個人番号カード

個人番号カードは、交付を希望する方が申請することで交付されます。

#### Q 個人番号カードだけで行政手続きができるの？

A 出来ます。個人番号カードは、通知カードとは違い、顔写真など(ICチップ)が搭載されたプラスチック製のカードとなり、本人確認書類としても使用出来ます。そのため、行政機関の窓口でのマイナンバー利用の際の番号確認と身元確認の本人確認がこのカード1枚で可能となります。

#### Q 申請手続きの方法は？

A 個人番号カードの交付を希望される方は、通知カードによりマイナンバーの通知を受けたあと、通知カードに添付された資料等をご確認の上、申請してください。交付は、1月以降に交付に関するお知らせを発送しますので、本人確認書類をご持参の上、市民課窓口および各総合支所窓口にて通知カード(住民基本台帳カードをお持ちの方は同時に回収します)と引き換えて交付します。

#### Q 個人番号カードの発行にお金はかかるの？

A 個人番号カードの発行にかかる手数料は、通知カードを受け取ってから初回のみ無料です。紛失等により再発行する場合は、800円の交付手数料と200円の電子証明手数料の合計1,000円の再発行手数料が必要となります。手続きは市民課窓口および各総合支所窓口で出来ますが、即日交付はできません。

また、紛失した場合には、直ちにコールセンターもしくは市民課および各総合支所に連絡し、個人番号カードを紛失した旨をお伝えください。



マイナンバーの利用範囲は、法律で社会保障、税、災害対策の3つの「行政分野」に限られており、マイナンバーを利用する行政手続きでは、原則、顔写真付きの身分証明証(書)などで本人確認を徹底することになっています。現在までにマイナンバー制度に便乗した詐欺等の被害も報告されていますので、マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、インターネットサイト、手紙、訪問等には十分注意してください。ご不安な場合は、市民課窓口にご相談ください。

#### マイナンバー制度についてさらに詳しく知りたい方は

▷マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル・通話料がかかります)  
平日 9:30~22:00 土曜・日曜日、祝日 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)

#### 通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせは

▷個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル・通話料がかかります)  
平日 8:30~22:00 土曜・日曜日、祝日 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)